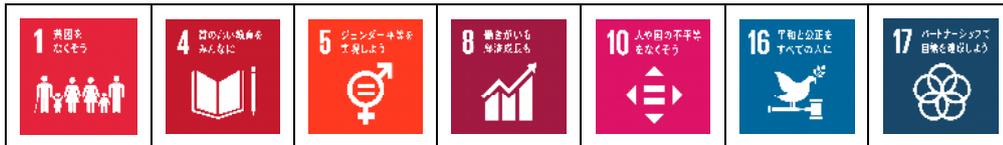


31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成			
主管課名	市民部 市民相談課		
主管課長名	花岡 裕	電話番号	042-481-7031
関係課名 （組織順）	総務課, 人事課, 文化生涯学習課, 協働推進課, 男女共同参画推進課, 産業振興課, 子ども政策課, 福祉総務課, 生活福祉課, 高齢福祉担当, 障害福祉課, 健康推進課, 指導室		
目的	対象	市民・事業所	
	意図	人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権を尊重する 男女が互いを理解し、尊重し、性別にとらわれることなく、能力、個性を發揮できる	
施策の方向	市民一人一人が、個人の能力、環境、個性について偏見を持つことなく、理解を深める中で人権が尊重され、性別に関わりなく男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして理解し合い、能力、個性を發揮できる社会の実現を目指します。		

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



1 令和2年度の振り返り — 取組実績（DO）

施策の成果向上に向けた主な取組実績	
施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）	
<p>（31-1 人権尊重の社会づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による啓発活動や人権身の上相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全て中止となったが、市は、12月の人権週間に合わせて、市民ロビーに啓発コーナーを設け、啓発物品を配布した。 ・男女共同参画推進センターでは、男女が互いに人権を尊重する意識の醸成を図るため、講座や展示等を実施した。 ・DV防止に向けた意識啓発として、パープルリボンの配布や文化会館たづくりでの展示、ワークショップ等を実施した。 <p>①横断的連携による施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止に向けた啓発事業は、密接な関係がある児童虐待防止の「オレンジリボンキャンペーン」と連携して実施した。啓発物の配布・配架等には、相互友好協力協定締結大学や市内事業所にも協力いただいた。 ・若年層に対するDV防止に向けた啓発として、市立中学校2校で3年生を対象にデートDV防止の出前講座を実施した。 ■連携テーマ3 「2019年・2020年を契機としたレガシーの創出」 ■連携テーマ4 「パラリンピックレガシーの創出」 ・多様な性の尊重についての意識向上を目的として、LGBTへの理解を深める情報紙を作成し、職員向けに配信した。 <p>②調布のまちの魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員と連携し実施を予定していた、多文化共生をテーマとした事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。 	
<p>（31-2 男女共同参画社会の実現）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が直面する諸問題の解決支援のため、面接相談、電話相談及びグループ相談を実施した。 ・女性活躍推進法に基づく取組として、市内で自分らしく働く女性を市報・市ホームページで紹介した。 ・政策決定過程への女性参画促進のため、庁内において審議会等における女性委員比率を検証するチェックリストの周知・運用を図った。 ・女性職員の活躍推進等の取組として、メンター相談制度やナイスボス・グッドパートナー研修、女性のためのキャリア開発セミナーなどの各種研修を実施した。 <p>①横断的連携による施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働により実施した男女共同参画推進フォーラムでは、9団体が参加・協力し、236人が参加した。 ・市内の女子大学において、センターの相談員による女性の「キャリア研究」についての講演を実施した。 ・産業労働支援センターと連携し、女性のための起業セミナー「得意と好きで自分を生きる職業人になろう」を開催した。 ■連携テーマ3 「2019年・2020年を契機としたレガシーの創出」 ■連携テーマ4 「パラリンピックレガシーの創出」 ・バリアがない共生社会の実現のため、男女共同参画の視点から、多様な啓発事業を実施した。 <p>②調布のまちの魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の活躍をより一層推進する観点も踏まえて取り組んでいる「働き方改革」について、特別区人事委員会事務局主催の「労働安全衛生講演会」で市における取組事例を紹介した。 	

<令和2年度における施策の成果についての総括>

- ・人権擁護委員による啓発活動や人権身の上相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全て中止となったが、市は、12月の人権週間に合わせ、市民ロビーに啓発コーナーを設けるなど、可能な啓発活動に努めた。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、男女共同参画推進センターの利用者や男女共同参画推進フォーラムの参加者は前年度よりも大幅に減少した一方で、可能な範囲内で事業を実施したことで、市民に対する男女共同参画について考える機会の提供に寄与した。また、近隣自治体の多くが相談事業を中止する中、女性支援の観点から、女性のための相談は可能な限り継続した。
- ・DV防止に向けた啓発事業について、児童虐待防止キャンペーンと連携して実施するとともに、市内事業者にも協力いただき、より効果的かつ広範囲にDV未然防止の啓発を実施した。
- ・チェックリスト等を運用し、政策決定過程への女性参画の促進に努めた中で、審議会等における女性委員比率は微増となった。
- ・各種研修を通じた職員の意識改革に加え、メンター相談制度の継続実施、職員のワーク・ライフ・バランスの推進などの様々な取組により、女性職員が活躍できる職場環境の整備を推進することができた。

まちづくり指標	基準値 (基準年度)	単位	実績値		目標値
			令和元年度	令和2年度	令和4年度
1 人権教育・啓発事業への参加者数（目標値は令和元～4年度の4箇年累計）	7,648 (H29)	人	8,461	1,681	3万 1,000
2 市の審議会や委員会における女性の割合	31.6 (H30)	%	31.6	31.7	40.0

【特記事項】人権教育・啓発事業への参加者数の減少については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業の中止等によるものである。

2 令和2年度の振り返り — 評価 (CHECK)**◆施策の成果向上に向けて、令和2年度に実施した取組に対する評価**

※コロナ禍を踏まえたプロセス、実績、成果の総合的な評価

総合評価	A	S：「実施した取組において顕著な成果が得られた。」 A：「実施した取組において予定した成果が得られた。」 B：「実施した取組において一定程度の成果が得られた。」 C：「実施した取組において予定した成果が得られなかった。」 D：「実施した取組において成果が得られなかった。」
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による啓発活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全て中止となったが、12月の人権週間に合わせ、市民ロビーに啓発コーナーを設けるなど、可能な啓発活動に努めた。 ・男女共同参画推進フォーラムでは、人数制限や事前予約制を取り入れ、コロナ禍においても可能な範囲内で事業を実施することで、市民において男女共同参画について考える機会の提供に寄与することができた。 ・チェックリスト等を運用し、政策決定過程への女性参画促進を図った結果、審議会等における女性委員比率は前年度から微増となった。目標値には達していないものの、市の職員を除く審議会等における女性委員比率は上昇傾向となっている。 ・コロナ禍において、各種相談機関が相談業務を休止する中で、女性のための相談は、一部の相談を除き、継続して実施するとともに予約時間内での電話相談にも対応し、感染症対策と事業継続との両立を図った。 	

3 施策の方向 — (ACTION)**◆コロナ禍の影響等を踏まえた現基本計画期間内（令和4年度まで）における施策の主な課題と取組の方向**

・左欄と右欄において、丸数字で対になるよう記載

主な課題	取組の方向
①新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも人権擁護委員による啓発活動や人権身の上相談の機会を確保する必要がある。	①新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、感染防止対策を講じたうえで、人権擁護委員による啓発活動や人権身の上相談を実施する。
②令和3年度は現行の男女共同参画推進プランの最終年度に当たる。	②令和2年度に実施した市民・市内事業所への意識調査の結果を踏まえつつ、次期調布市総合計画の策定を見据えた中で、次期男女共同参画推進プランを策定する。
③審議会等における女性委員比率について、年々向上しているが目標達成に向けて、取組の創意工夫が必要である。	③審議会等における女性委員比率の向上に向け、チェックリスト等の運用の周知を徹底するとともに、情報紙等を通じた職員の意識醸成を図る。
④女性のための相談は、継続相談の予約が先行することが多く、新規予約の時期がすぐに取れない場合がある。	④同一内容の相談回数に上限を設ける等の運用改善を検討する。
⑤「調布市職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン（第八次行動計画）」策定に向けて、新たな取組を検討する。	⑤調布市職員満足度調査を実施し、これまでの取組状況の振り返りや職員における意識の変化を確認する。

◆デジタル技術を活用した利便性向上や事務の効率化に向けた今後の取組
(オンライン活用, ペーパーレス化, 電子申請による手続など)

※重点プロジェクトに関連する取組(★印), 新規の取組(●印), 拡充の検討を要する取組(○印), 左記以外の取組(・印)

- 人権身の上相談について, オンライン相談の検討
- 女性のための相談について, 相談しやすい環境の充実の検討(対面以外による相談対応)

4 次期総合計画期間を含む中長期的な施策の方向(2030年代を見据えた方向)

◆施策を取り巻く状況(国, 東京都・近隣自治体の動向など)を踏まえた取組の方向

※法改正・制度改正などに加えて, 「フェーズフリー」, 「スマートシティ」など多角的な視点も含めた状況や方向を記載

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	<p>①法務省の人権擁護機関では, 人権問題を誰かの問題ではなく, 自分の問題として捉え, 人権を尊重することの大切さについて考えるよう, 「『誰か』のことじゃない。」を啓発活動重点目標に掲げ, 各種の人権啓発活動を幅広く展開している。</p> <p>②国は, 2030年代には, 誰もが性別を意識することなく活躍でき, 指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会になることを目指しており, そのために, 2020年代の可能な限り早期に, 指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進めている。</p> <p>③近年, 地方自治体は法的な権利保障がない同性カップルに対し, 二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し, 自治体独自の証明書を発行する同性パートナーシップ制度の創設を進めている。令和3年4月1日現在, 全国で100自治体が制度を導入している。</p>	<p>①様々な人権課題について人権擁護委員と連携し, 啓発活動に取り組む。</p> <p>②③⑧⑨⑩次期男女共同参画推進プランについては, 国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえて, 新型コロナウイルス感染拡大により顕在化した女性に関する諸問題への対応や取組を進めるプランとする。その中で, 同性パートナーシップ制度の導入や人権施策と性の多様性への対応における課題整理, 組織体制づくりについて検討を進める。</p> <p>④⑤⑥⑦人権に関する条例の制定状況について東京都及び他自治体の動向を注視する。</p> <p>⑩調布市特定事業主行動計画第八次行動計画策定に向け, 目標指標の設定や達成に向けた取組を検討していく。</p>
東京都や近隣自治体の動向等	<p>④平成30年10月に, 東京都は多様な性の理解の推進やヘイトスピーチの解消などを旨とする「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定</p> <p>⑤平成31年4月「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり条例」施行</p> <p>⑥令和2年4月「狛江市人権尊重基本条例」施行</p> <p>⑦令和2年4月「東京都犯罪被害者等支援条例」施行</p> <p>⑧令和3年6月東京都議会において「同性パートナーシップ制度を求める請願」が全会一致で趣旨採択された。</p> <p>⑨東京都は, 男女平等参画や女性の活躍推進に関する社会の気運は大きな高まりを見せているが, 国際的に見ると, 日本の女性の活躍はいまだ十分とは言えず, また, 急速に少子高齢化が進んでいると認識。そのうえで, このように少子高齢化が進み, 間もなく人口減少社会に突入する中においては, 更なる成長には「人財」の活用, とりわけ女性の活躍推進が不可欠としている。</p> <p>⑩都内では, 渋谷区, 世田谷区, 中野区, 江戸川区, 豊島区, 港区, 文京区, 足立区, 府中市, 小金井市, 国立市が同性パートナーシップ制度を導入している。このうち, 国立市は事実婚のほか, 在勤, 在学も対象とし, 足立区はファミリーシップ制度を採用している。</p> <p>⑪内閣府の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」において, 地方公共団体には地域で率先垂範する役割を求めており, 市町村職員の各役割段階に占める女性の割合についても, 2025年度末までの新たな成果目標を定めている(課長相当職22%等)。</p>	
その他		

3 1 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	事務事業の概要
1	男女共同参画啓発・相談事業の実施		●	男女共同参画推進課	<p>男女共同参画コーディネーターを配置しつつ、講座・講演会等を企画・開催するとともに、アンケートなどを活用して市民ニーズを把握する。</p> <p>市民・団体との協働で講座等のイベントを企画・開催する。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、ホームページや広報紙等により情報提供する。</p> <p>専門相談員との面接や電話による女性のための各種相談事業を実施するほか、相談員を進行役にした少人数のグループ相談を実施する。</p> <p>女性活躍推進法を踏まえ、働く女性の人生相談や女性活躍推進法に定める協議会から提案を受けた事業を実施する。また、市の政策・方針決定過程における女性の参画を促進するため、審議会等における女性の登用について啓発する。</p>

31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

※各事務事業の概要については、巻末の「⑦事務事業概要一覧」をご参照ください。

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	R2決算事業費(千円)	令和2年度の実績	実績評価	進捗状況・今後の取組の方向										
								R2取組実績				方向						今後の取組内容 (新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に◆印を記載しています)
								計画前倒し	計画どおり	計画遅れ	コロナ影響	有効性改善	効率性改善	財政面改善	参加と協働改善	現状継続		
1	男女共同参画啓発・相談事業の実施		●	男女共同参画推進課	13,790	新型コロナウイルスの影響があった中、男女共同参画社会の実現に向けて、講座、講演会等を企画・開催するとともに、実施後のアンケート調査により市民ニーズの把握に努めた。市民・団体との協働による「男女共同参画推進フォーラムしえいくはんず2020」を、新型コロナウイルスへの対策から、事前予約制として企画・開催(延べ参加者数236人)。講座、講演会、フォーラム及び相談事業の開催時は、参加者の利便性を踏まえ、一時保育を実施。女性のための5つの面接相談(生きかた、法律、ヘルスケア、仕事&生活サポート、働く女性の人生)を、新型コロナウイルスへの対策として予約時間内での電話相談を可能とし、安全対策と事業との両立を図って実施(延べ相談件数586件)。同じ悩みを持つ複数の参加者が集まり、話し合うことができるグループ相談を、新型コロナウイルスへの対策として規模を縮小して開催(延べ参加者数20人)。	○		●							●	各種の啓発事業については、より効果的な実施形態や日時を考慮するほか、企画内容については市民ニーズの把握に努めながら、満足度や啓発効果の更なる向上につなげるための工夫に取り組む。また、啓発事業の企画・運営は、コーディネーターの専門性を生かし、効果的に実施する。様々な団体や市民で構成される実行委員会と協働で実施している「男女共同参画推進フォーラム」については、男女共同参画コーディネーターと連携した取組を継続していく。女性のための相談事業については、相談者の利便性を考慮した時間設定を行うとともに、電話による相談も継続する。 ◆さらに、新型コロナウイルス感染症状況を踏まえ、感染拡大防止に対応した事業の形態・内容を検討する。	
							0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	計	
							0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	割合(%)	

当該施策に体系付けられている全ての事務事業については、巻末に掲載している参考資料「⑥事務事業一覧(施策体系順)」をご参照ください。